

令和6年度
第1回佐賀市国民健康保険事業の
運営に関する協議会
(書面開催)

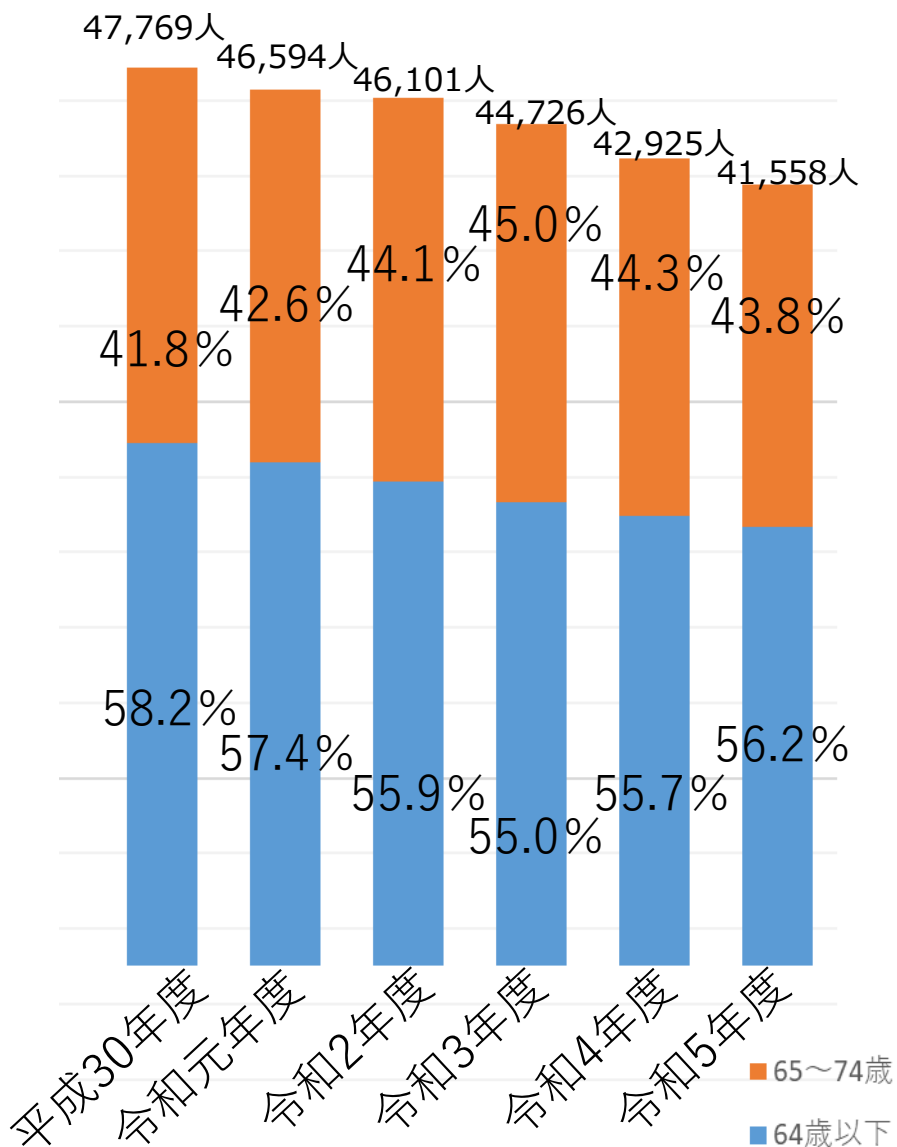
佐賀市 保健福祉部 保険年金課
令和6年8月

目次

I	佐賀市国民健康保険事業の現状	…	1
II	令和5年度佐賀市国民健康保険特別会計決算	…	11
III	今後のスケジュール	…	15
IV	その他	…	17

I 佐賀市国民健康保険事業の現状

1 被保険者数の推移（年度末時点）



■ 被保険者数の減少は今後も続く見込み。

人口減少や高齢化による後期高齢者医療への移行、被用者保険の適用拡大等が要因。

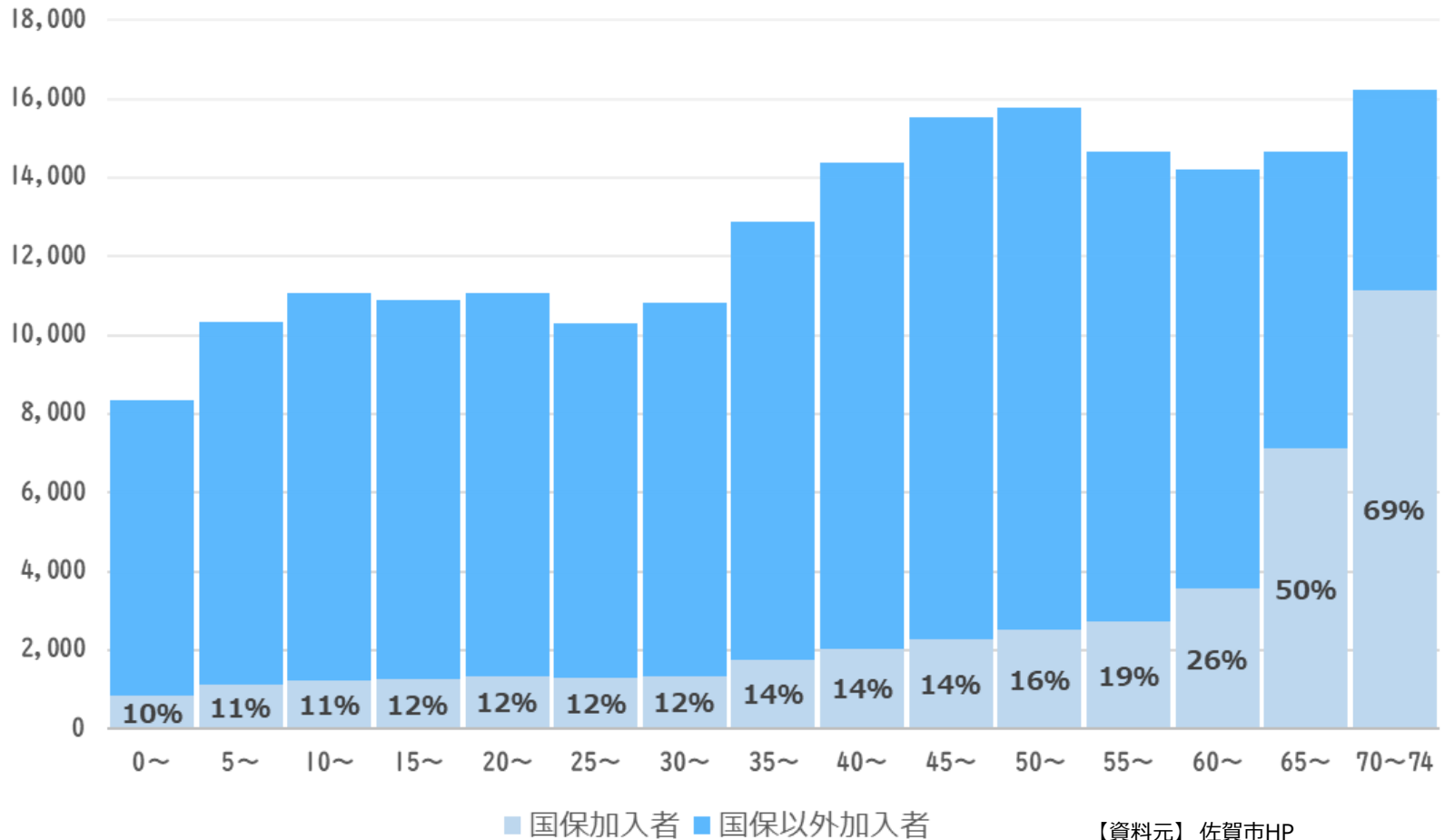
■ 前期高齢者数（65歳から74歳まで）の全体に占める割合は、R8までは減少する見込み。

令和4年度：44.3%

令和5年度：43.8%

R8年度まで団塊の世代の後期高齢者医療移行により割合が減少し、その後は再び増加傾向となる見込みだが、被用者保険適用拡大の状況にも左右される。

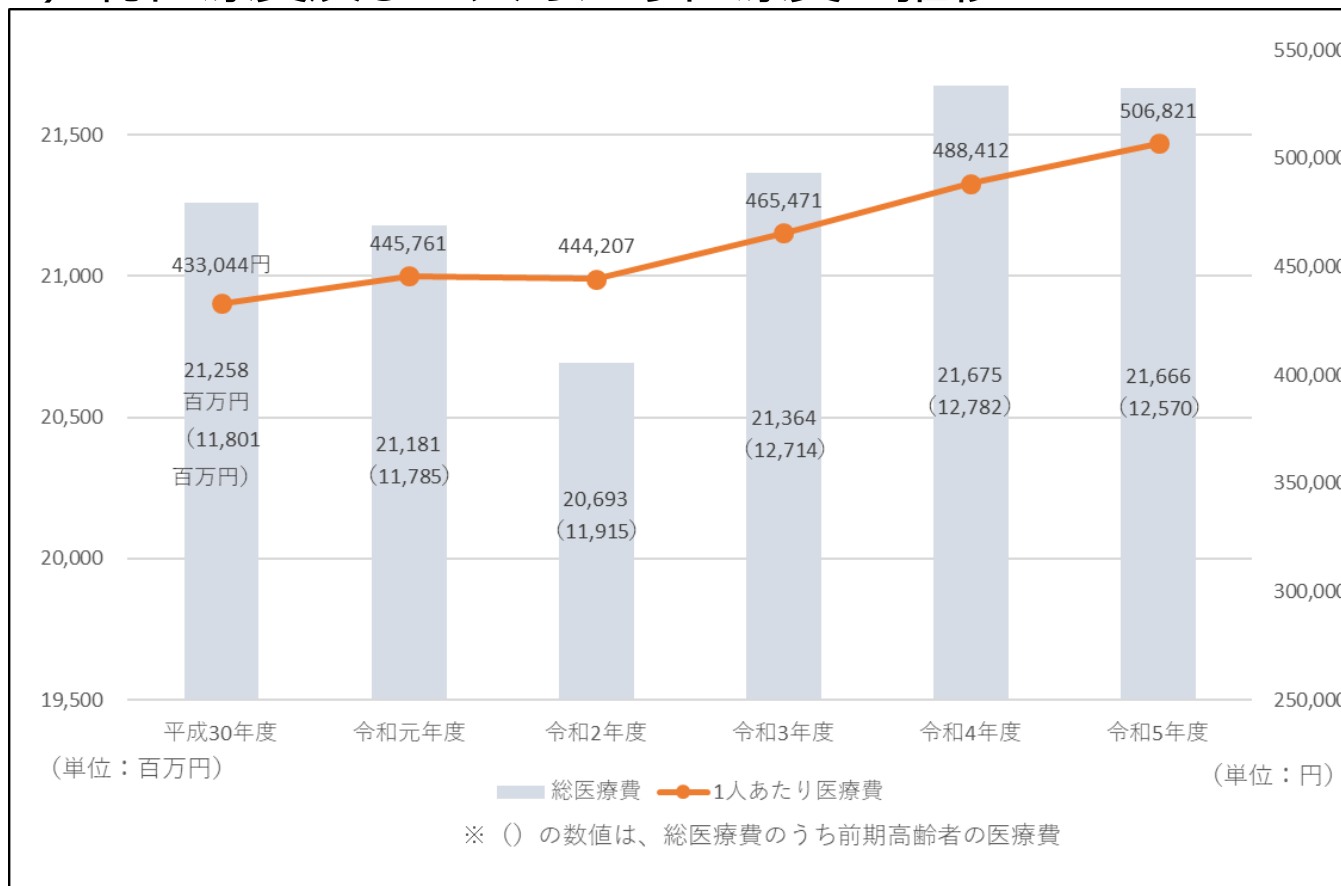
2 被保険者の年齢分布（令和5年度末時点）



- **高齢になるほど、国保加入の割合は高くなる。**
年齢が上がるにつれ、国保加入の割合は高くなっていく。
佐賀市に在住する70歳から74歳の69%が国保に加入している。

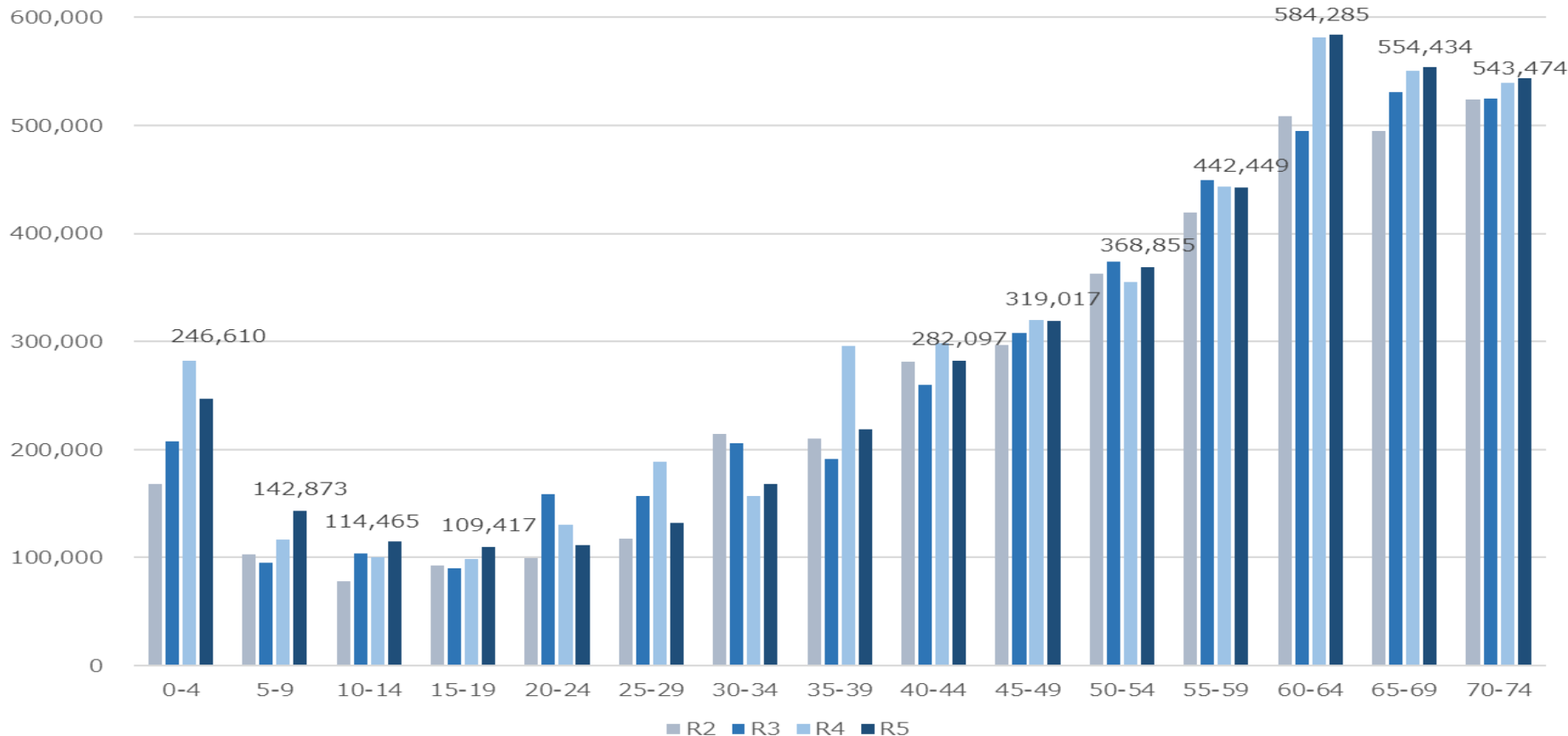
3 医療費の推移

1) 総医療費及び一人あたり医療費の推移



- 総医療費はコロナ禍における受診控えが顕著であった令和2年度は大きく減少したが、その反動で令和3、4年度と増加した。令和5年度はほぼ前年並みとなっている。
- 被保険者数の減少により、令和5年度の1人あたり医療費は前年度から約1万8千円増加している。

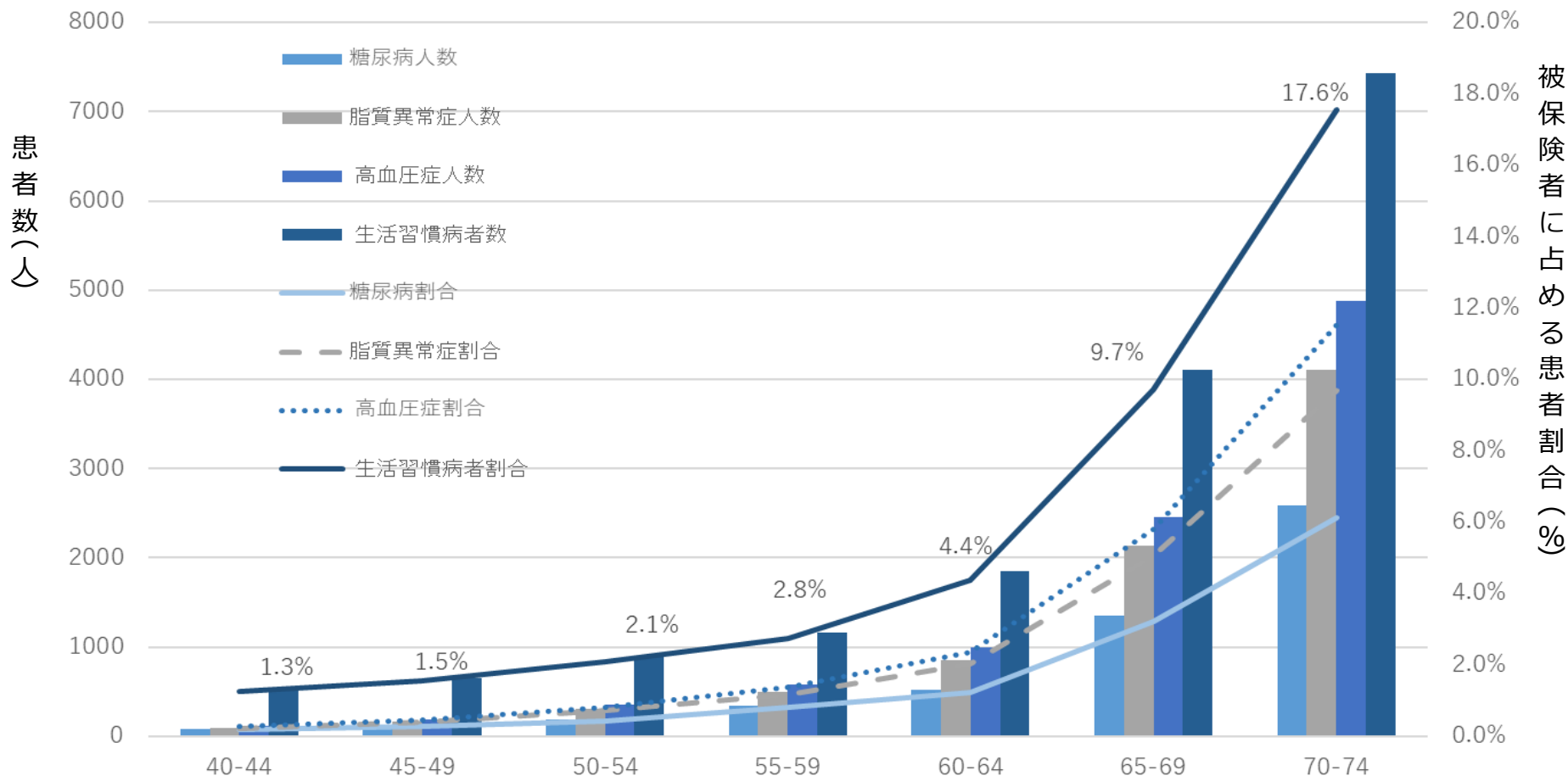
2) 年齢階層別一人あたり医療費の推移 (令和2~5年度)



【資料元】健康スコアリング(医療) _医療費の状況(明細) _保険者(地区)

- 一人あたり医療費は、60歳以上で佐賀県の一人あたり医療費の51万円を超える。**
 55歳以上で全国平均の41万円を超え、60~64歳で584,285円と最も高くなっている。
 60~64歳の年代別医療費に占める疾病ごとの割合をKDBで分析した結果、新生物が18.5%と最も高く、生活習慣病等の疾病の合計は46%を占めている。

3) 年齢階層別 糖尿病・脂質異常症・高血圧症患者数 (令和6年3月分)

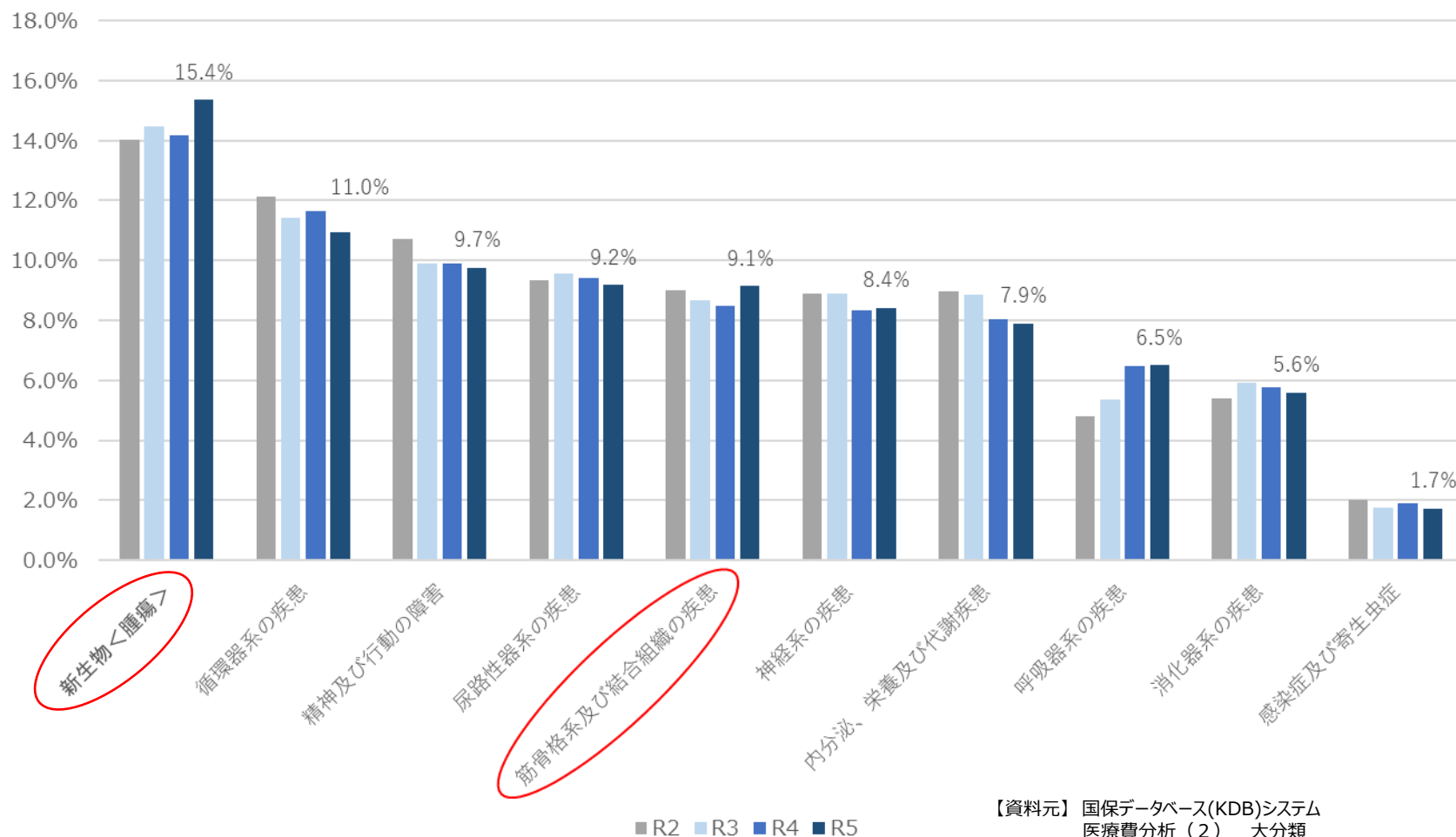


【資料元】 国保データベース(KDB)システム
厚生労働省様式 (3-1) R6.3月診療

■ **40歳以上の被保険者の約40%が生活習慣病を有している。**

65歳を超えると生活習慣病を有する被保険者が増加し、70歳以上では約6人に1人が生活習慣病を有している。

4) 主な疾患別医療費割合の推移（令和2～5年度）

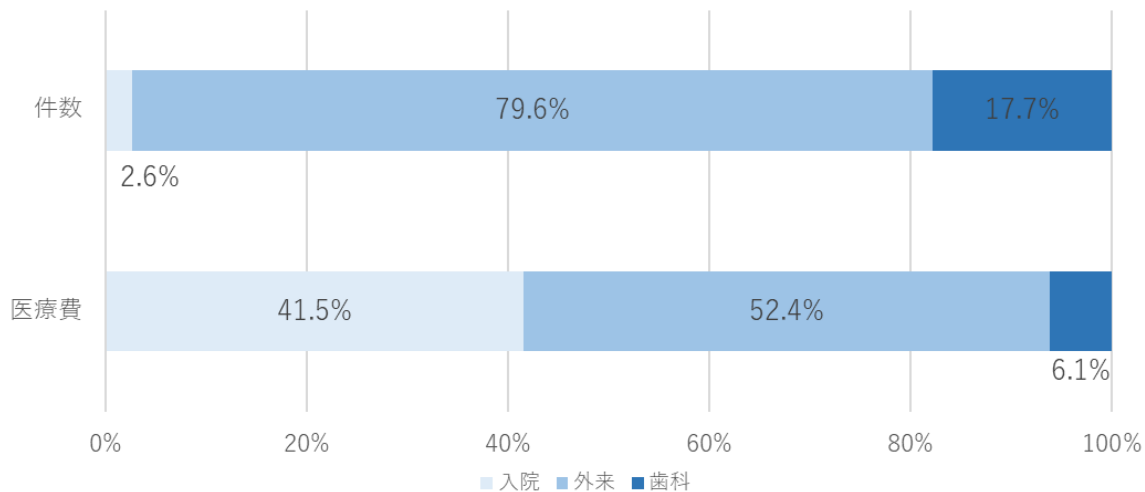


■ 新生物（がん）・筋骨格系の割合が増加している。

「新生物（がん）」、「循環器系（脳血管疾患・虚血性心疾患）」、「尿路性器系（腎不全）」、「内分泌（糖尿病）」などの生活習慣病関連の医療費は43.5%を占めている。

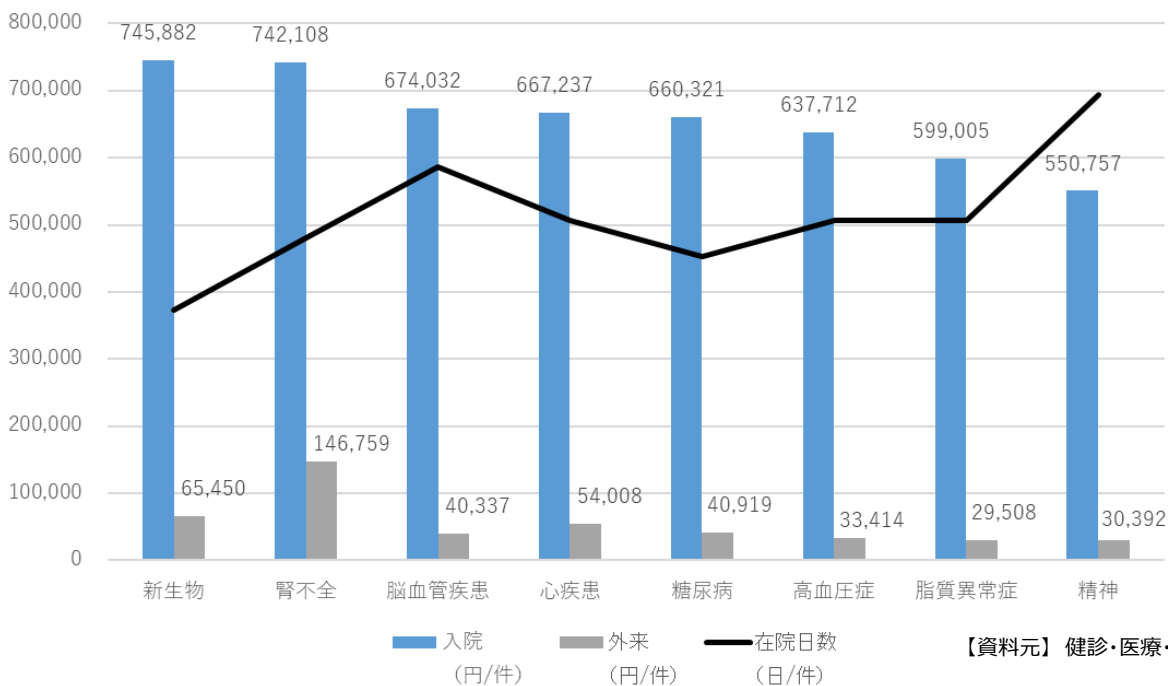
※（ ）内は、関連する生活習慣病の例

5) 入院・外来医療費の比較 (令和5年度)



■ 入院は2.6%のレセプト件数で、総医療費の40%以上を占めている。

【資料元】 KDB健康スコアリング (医療)



■ 入院医療費では新生物、外来医療費では腎不全が高くなっている。

KDBデータの分析結果から加齢のほか、糖尿病・高血圧症・脂質異常症による血管変化が「腎不全（糖尿病性腎症・腎硬化症）」、「脳血管疾患」、「心疾患」を起こす共通のリスクであるため重症化予防に取り組み、入院による医療費の伸びを抑える。

【資料元】 健診・医療・介護データからみる地域の健康課題 (医療費分析)

4 国保税収等の推移

1) 年度別の調定額及び収納額

	調定額			収納額			収納率	
		対前年度比			対前年度比			対前年度比
		増減額	伸び率		増減額	伸び率		増減値
令和元年度	5,520百万円	△100百万円	△1.8%	5,342百万円	△122百万円	△2.2%	96.70%	△0.42%
1人当たり	116,410円	1,618円	1.4%	112,648円	1,041円	0.9%		
令和2年度	5,523百万円	3百万円	0.1%	5,361百万円	19百万円	0.4%	96.94%	0.24%
1人当たり	118,659円	2,250円	1.9%	115,176円	2,528円	2.2%		
令和3年度	5,359百万円	△164百万円	△3.0%	5,209百万円	△152百万円	△2.8%	97.14%	0.20%
1人当たり	117,050円	△1,609円	△1.4%	113,783円	△1,394円	△1.2%		
令和4年度	5,093百万円	△266百万円	△5.0%	4,928百万円	△281百万円	△5.4%	96.73%	△0.41%
1人当たり	115,151円	△1,899円	△1.6%	111,433円	△2,350円	△2.1%		
令和5年度	4,951百万円	△142百万円	△2.8%	4,775百万円	△153百万円	△3.1%	96.41%	△0.32%
1人当たり	116,133円	982円	0.9%	111,996円	563円	0.5%		

■ 1人当たり調定額は、賦課限度額の引き上げ等により前年度比微増。

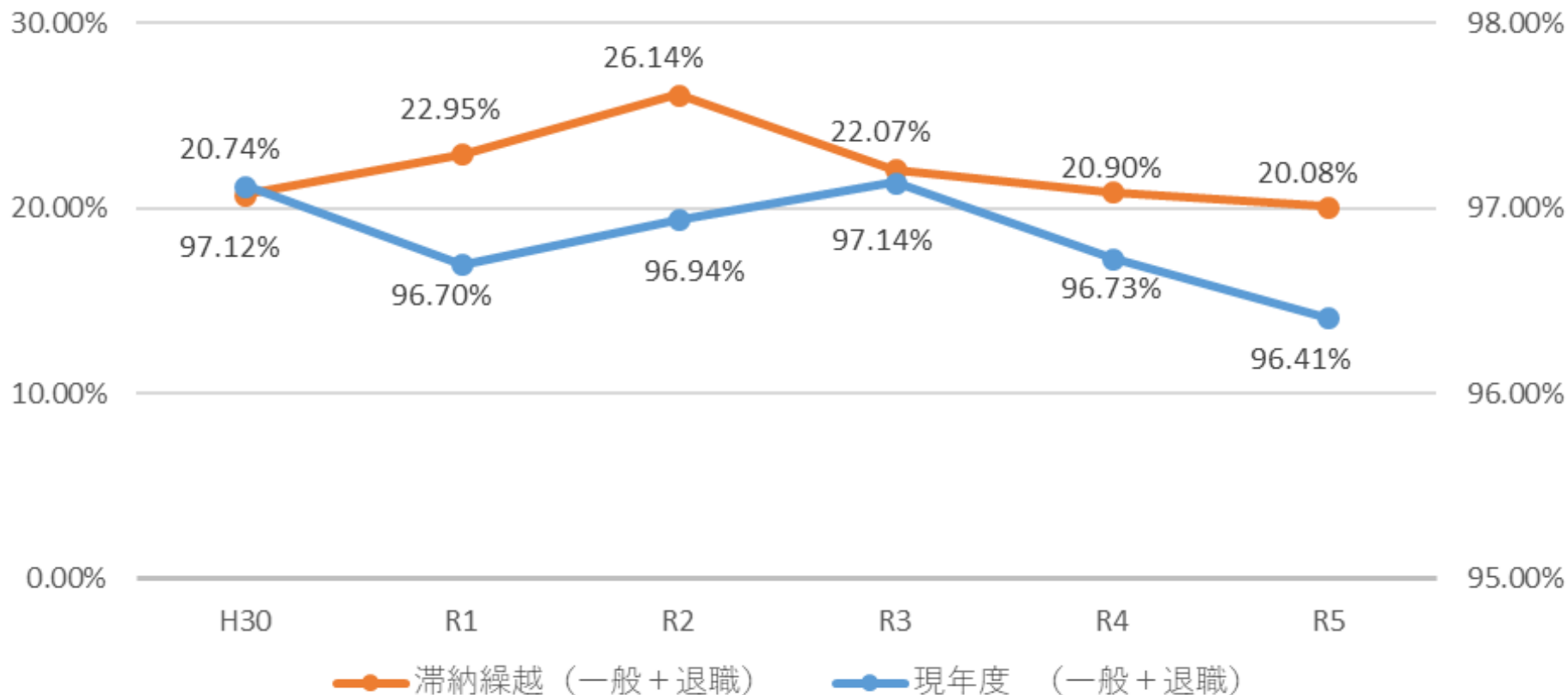
令和4年度：115,151円 ⇒ 令和5年度：116,133円（982円、0.9%）

■ 1人当たり収納額は、賦課限度額の引き上げ等により前年度比微増。

ただし収納率は減少。

令和4年度：111,433円 ⇒ 令和5年度：111,996円（563円、0.5%）

2) 佐賀市国民健康保険税の収納率の推移



■ 収納率は、現年度分、滞納繰越分のいずれも減少。

(現年度分) 令和4年度：96.73% ⇒ 令和5年度：96.41% (△0.32ポイント)

(滞納繰越分) 令和4年度：20.90% ⇒ 令和5年度：20.08% (△0.82ポイント)

Ⅱ 令和5年度

佐賀市国民健康保険特別会計決算

令和5年度国民健康保険特別会計決算

【歳入】

(単位：億円)

内訳	R5年度 当初予算額	R5年度 決算額	R4年度 決算額	対当初予算比		対前年度決算比	
				金額	増減率	金額	増減率
1.国民健康保険税	49.4	49.0	50.6	△ 0.4	△0.8%	△ 1.6	△3.2%
2.国県支出金	191.3	192.3	189.2	1.0	+0.5%	3.1	+1.6%
3.繰入金	23.6	22.7	21.4	△ 0.9	△3.8%	1.3	+6.1%
4.繰越金	0.0	0.8	3.1	0.8		△ 2.3	△74.2%
5.その他(※1)	0.5	0.3	0.5	△ 0.2	△40.0%	△ 0.2	△40.0%
合計	264.8	265.1	264.8	0.3	+0.1%	0.3	+0.1%

※1 一部負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入

■ 令和4年度からの主な増減理由

保険税(減) : 被保険者数の減 等

国県支出金(増) : 保険給付費の増に伴う普通交付金の増 等

繰入金(増) : 国民健康保険基金繰入金の増 等

【歳出】

(単位：億円)

内訳	R5年度 当初予算額	R5年度 決算額	R4年度 決算額	対当初予算比		対前年度決算比	
				金額	増減率	金額	増減率
1.総務費	4.8	4.6	4.6	△ 0.2	△4.2%	0.0	0.0%
2.保険給付費	186.0	185.6	185.0	△ 0.4	△0.2%	0.6	+0.3%
3.国民健康保険事業費納付金	69.3	69.3	68.5	0.0	0.0%	0.8	+1.2%
4.保健事業費	1.7	1.3	1.3	△ 0.4	△23.5%	0.0	0.0%
5.基金積立金	0.0	0.5	1.9	0.5		△ 1.4	△73.7%
6.公債費	2.2	2.2	2.2	0.0	0.0%	0.0	0.0%
7.その他（※2）	0.7	0.6	0.5	△ 0.1	△14.3%	0.1	+20.0%
8.予備費	0.1	0.0	0.0	△ 0.1	△100.0%	0.0	
合計	264.8	264.1	264.0	△ 0.7	△0.3%	0.1	0.0%

※2 共同事業拠出金、財政安定化基金拠出金、諸支出金

■ 令和4年度からの主な増減理由

国民健康保険事業費納付金（増）：後期高齢者支援金分の増 等

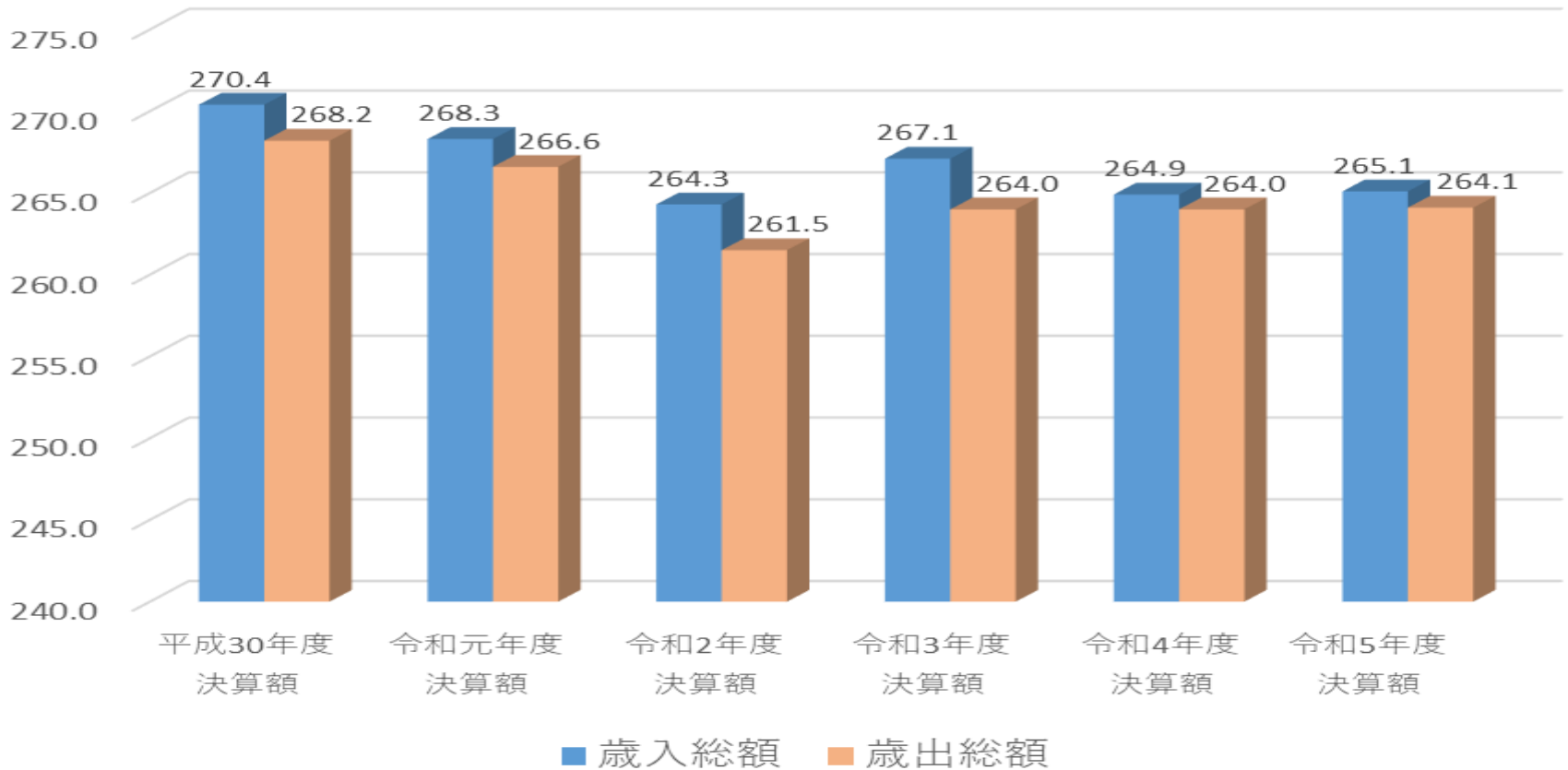
基金積立金（減）：決算剰余金の減

◆歳入決算総額265.1億円 - 歳出決算総額264.1億円 = 1.0億円

⇒約1.0億円の黒字決算

国民健康保険特別会計の推移

歳入歳出総額の推移



- 平成30年度に行われた国保広域化以降、佐賀市の国保財政は黒字を保っており、健全な運営を行っていると言える。

Ⅲ 今後のスケジュール

令和6年度国民健康保険税率の決定フロー

時期	国	佐賀県	佐賀市
R6.8			■第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会（書面開催）
R6.9			
R6.10	令和7年度試算用の【仮係数】を提示	【仮係数】による試算の実施 納付金・標準保険税率の提示	
R6.11			令和7年度保険税率の検討 ■第2回国民健康保険事業の運営に関する協議会（必要に応じて開催）
R6.12	令和7年度試算用の【確定係数】を提示	【確定係数】による試算の実施 納付金・標準保険税率の確定	
R7.1			■第3回国民健康保険事業の運営に関する協議会
R7.2			
R7.3			予算審議（3月議会） 条例改正（保険税率改定の場合）

IV その他

健康保険証の廃止について

令和6年12月2日付けで、現行の健康保険証（被保険者証）が廃止され、マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード）によるオンライン資格確認が基本となります。

令和6年12月2日以降は、新規の健康保険証の交付はできませんが、令和6年12月1日までに交付している国民健康保険証につきましては、記載されている有効期限（最長令和7年7月31日）まで使用できます。令和6年12月2日以降に有効期限が切れたり、転入などにより新たに被保険者となられた方につきましては、マイナ保険証を保有されている場合には『資格情報のお知らせ』を、マイナ保険証を保有されていない場合には、『資格確認書』をお送りいたします。

別添1 様式例：必須記載事項のみ（カード型）
（表面）

<資格確認書の例>

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(枝番)		
氏名	性別			
生年月日	年	月	日	負担割合
適用開始年月日	年	月	日	割
交付年月日	年	月	日	
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				<input type="text"/>
交付者名				印

（裏面）

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄：〕

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____

※ 『資格情報のお知らせ』のみでは、保険診療を受けることはできません。

※マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ保険証の利用登録をしていない方は、『資格確認書』を提示すれば、これまで通りの保険診療を受けることができます。

※カードリーダーがない医療機関等や故障中などでカードリーダーが使えない場合、マイナ保険証で本人確認をした上で『資格情報のお知らせ』等で資格情報を伝えることで、保険診療を受けることができます。